# 医療費連帯保証人代行制度の公募にかかる公示

次のとおり公募型企画競争に付します。

令和7年10月24日

#### 経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター 院 長 薬師寺 俊剛

- 1 企画競争に付する事項
  - (1) 調達件名 医療費連帯保証人代行制度
  - (2) 仕様等 企画競争説明書及び仕様書による
  - (3) 履行期間 令和8年2月1日から令和9年1月31日
  - (4) 履行場所 独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター
  - (5) 選定方法
    - ① 事業者の選定は、企画競争に参加する者の必要資格に関する事項を満たす者から 受理した企画書の評価と予定価格の制限の範囲内の当業務案件に係る見積価格の評 価を総合した評価(公募型企画競争方式)により第一交渉権者を決定する。
    - ② 交渉権者の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする)を以って評価するので、参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した見積書を提出すること。
- 2 企画競争に参加する者の必要資格に関する事項
  - (1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則(以下「契約事務細則」という。)第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
  - (2) 契約事務細則第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

#### 【参考】契約事務細則抜粋

- 第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を企画競争に参加させることができない。
  - 一 契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第 32条第1項各号に揚げる者

(3) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

## 【参考】契約事務細則抜粋

- 第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実が あった後一定期間企画競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人そ の他の使用人として使用する者についても、同様とする。
  - 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - 二 公正な企画競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を 妨げた者
  - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
  - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を 故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行 に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
  - 八 前各号に類する行為を行った者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を代理人として使用する者を企画競争に 参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (4) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会勢力への対応に関する規定第2条の各号 に該当しないものであること。
- (5) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)において「役務の提供等」でA, B 又はCの等級に格付され、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
- (6) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、企画競争に参加させないことがある。
- 3 契約条項を示す場所及び書類提出先

〒868-8555 熊本県人吉市老神町35番地

独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター 事務部経理課契約係

 $\langle TEL \rangle$  0 9 6 6 - 2 2 - 2 1 9 1

 $\langle (FAX) \rangle$  0 9 6 6 - 2 4 - 2 1 1 6

⟨⟨E-mail⟩⟩ keiri@hitoyoshi.jcho.go.jp

- 4 説明書等の交付場所、企画書の提出場所及び日時
  - (1) 説明書等の交付期間

令和7年10月27日(月)から令和7年11月25日(火)までの土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時00分から午後5時00分までに「機密保持に関する誓約書」(本公告添付)と引き換えに交付する。なお、来院が困難な者については、郵送(郵送費用は請求者負担とし、返信用封筒(レターパック等)を必ず同封すること)にて交付を行うので、上記担当部署へ期日に余裕を持って早めに連絡すること。

(2) 資格審査申請書の受領期限令和7年11月26日(水)17時00分

- (3) 説明書等の交付場所、資格審査申請書等の受領場所及び問い合わせ先 上記3に同じ。
- (4) プレゼンテーション、見積書の開封日時及び場所 令和7年12月5日(金) 13時30分よりプレゼンテーション 15時00分より開封

独立行政法人地域医療機能推進機構人吉医療センター 西館3階 研修室1

(5) その他

提出された企画書及び見積書は返却しない。

### 5 その他必要な事項

- (1) 企画競争参加保証金及び契約保証金 「免除」
- (2) 企画競争及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」
- (3) 参加者に要求される事項

この企画競争に参加を希望する者は、2(1)から2(3)及び2(5)の証明となるもの及び説明書、仕様書において定めるものを説明書における参加申込書等の提出期限内に提出しなければならない。参加者は、開封日の前日までの間において経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 企画競争の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、見積書、競争参加資格者に求められる義務を履行しなかった者の提出した企画書及び見積書は無効とする。

- (5) 契約書作成の要否 「要」
- (6) 契約の相手方の決定方法

契約事務細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で 受理した見積書、企画書等とプレゼンテーションによる総合評価により点数が 一番高い者を第一交渉権者とする。

第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉をし、契約価格を決定する。ただし、 交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、 経理責任者は交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

- (7) 代表者が企画競争に参加、又は郵送競争の場合で会社代表印(実印)以外の印鑑を 使用する場合は、使用印鑑届を提出すること。
- (8) 詳細は説明書による。